委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	市川町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番 号	57-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/forms/info/info.aspx?info_id=41787	

執行機関名 市川町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市川町福祉医療費の助成に関する条例(平成4年条例第11号)によるひとり親等の医療費助成に関する事務、乳幼児等の医療費助成に関する事務、子どもの医療費助成に関する事務、高齢者の医療費助成に関する事務及び重度障害者(児)等の医療費助成に関する事務であって、施行規則で定めるもの(母子家庭等)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		市川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1(第4条 関係)第1の項 市川町福祉医療費の助成に関する条例(平成4年条例第11号)によるひとり親等の 医療費助成に関する事務、乳幼児等の医療費助成に関する事務、子どもの医療 費助成に関する事務、高齢者の医療費助成に関する事務及び重度障害者(児)等 の医療費助成に関する事務であって、施行規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)	市川町福祉医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進</u> に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者(重度障害児を含む。以下同じ。)、乳幼児等、こども、 <u>母子家庭、父子家庭及び遺児</u> (以下「高齢期移行者等」という。)に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川町福祉医療費の助成に関する条例 市川町福祉医療費の助成に関する条例施行規則